

答 申 情 第 1 1 7 号
令 和 2 年 1 2 月 2 2 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 北 村 和 生
(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

下記のとおり諮問のありました件について、別紙のとおり答申します。

記

- 1 令和2年1月24日付け行資第475号
有効活用事業者選定に係る計画書の公文書一部公開決定事案
(諮問情第203号)
- 2 令和2年1月24日付け保生生第197号
有効活用事業者選定に係る計画書の公文書一部公開決定事案
(諮問情第204号)

1 審査会の結論

処分庁が非公開とした部分のうち、別表に記載の箇所については公開すべきであり、その余の部分について非公開としたことは妥当である。

2 審査会における審議の方法

同一人から令和元年12月26日に提起された2件の審査請求（以下「本件審査請求」という。）はいずれも、市有地の有効活用事業者に選定された事業者が京都市に提出した資料の公文書公開請求に対する各処分について行われたものであるため、当審査会において、これらを併合して審議した。

3 審査請求の経過

(1) 審査請求人は、令和元年11月14日に、処分庁（担当 行財政局資産活用推進室（以下「資産活用推進室」という。））に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、「旧左京保健センター跡地（大学施設及び学術研究振興用地）の有効活用事業者の選定で有効活用事業者に選定された学校法人京都情報学園が京都市に提出した以下の資料 提出書類のうち I-9 資金計画書 II-1 活用計画書 II-2 施設配置図及び平面図」の公開を請求（以下「本件請求1」という。）した。

また、審査請求人は、同日、処分庁（担当 保健福祉局生活福祉部生活福祉課（以下「生活福祉課」という。））に対して、「元福祉対策用地（東九条南河原町）の有効活用事業者の選定で有効活用事業者に選定されたALT Projectが京都市に提出した以下の資料 提出書類のうち I-9 資金計画書 II-1 活用計画書 II-2 施設配置図及び平面図」の公開を請求（以下「本件請求2」という。）した。

(2) 処分庁は、本件請求1に係る公文書として学校法人京都情報学園が京都市に提出した資料のうち「資金計画書」、「活用計画書」及び「施設配置図及び平面図」（以下「本件公文書1」という。）を特定し、本件請求2に係る公文書としてALT Projectが京都市に提出した資料のうち「資金計画書」、「活用計画書」及び「施設配置図及び平面図」（以下「本件公文書2」という。）を特定したうえ、各請求に対して公文書一部公開決定処分（以下、本件請求1に係る処分を「本件処分1」、本件請求2に係る処分を「本件処分2」という。）をし、令和元年12月2日付けで、その旨及びその理由をいずれも次のとおり審査請求人に通知した。

条例第7条第2号に該当

提案に係る活用計画書等資料には、事業者の経営方針、資金計画等が記載されており、これを公開することにより、当該事業者の競争上又は事業活動上の地位を明らかに害すると認められる。

- (3) 審査請求人は、令和元年12月26日に、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分1については「事業費概算書（初期投資）のうち京都情報大学院大学新校舎建設計画【概算】の工事概要、工期」及び「活用計画書（活用計画①[様式2]①及び[様式2]②ページ4上段）」を非公開としたことに対し、本件処分2については「活用計画書（活用計画①）[様式2]①及び[様式2]①別紙」を非公開としたことに対し、それぞれ処分の取消しを求める審査請求をした。

4 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分1及び本件処分2の取消しを求めるものである。

5 処分庁の主張

弁明書及び審査会での職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件処分1について

ア 本件公文書1について

- (ア) 資産活用推進室においては、本市の保有する土地及び建物といった不動産について、公益に資する事業のために利用するとともに、貸付や売却等を行うことにより自主財源の確保を図るなど、本市の政策実現にとって重要な経営資源である保有資産の有効活用事業を行っている。

本件公文書1は、本市の保有していた旧左京保健センター跡地の有効活用について、市民や事業者等の自由な発想による提案を広く募集し、その提案に基づき有効活用を行う「京都市資産有効活用市民等提案制度」による公募において、選定事業者である学校法人京都情報学園が資産活用推進室に提出した提出書類のうちの「資金計画書」、「活用計画書」及び「施設配置図及び平面図」だが、審査請求書に記載されていることを踏まえると、審査請求の対象となる非公開部分は「資金計画書における事業費概算書（初期投資）のうち、京都情報大学院大学新校舎建設計画【概算】の工事概要及び工期」及び「活用計画書のうち、[様式2]①及

び〔様式2〕②ページ4上段部〕で非公開とした部分（以下「本件非公開部分1」という。）であると認められる。

(イ) 「京都情報大学院大学新校舎建設計画【概算】資料」は、本件公文書1のうち、「資金計画書における事業費概算書（初期投資）」の添付資料であり、選定事業者が建築事業者から徴取した見積書の一部である。当該資料には新校舎建設計画における建物の構造、階数、面積、見積条件等といった情報が記載されている。

また、「活用計画〔様式2〕①〕及び「活用計画〔様式2〕②〕は本件公文書1の「活用計画書」の一部であり、「活用計画〔様式2〕①〕については、施設・事業の種別及び定員、建物構造及び規模、整備スケジュール（建築工事着工及び事業開始の予定）の提案を求めた資料、「活用計画〔様式2〕②〕については、大学施設及び学術研究振興に資する用途にふさわしいものであるかの提案を求めた資料である。

イ 条例第7条第2号に該当することについて

本件非公開部分1のうち「京都情報大学院大学新校舎建設計画【概算】の工事概要及び工期」においては、選定事業者が計画している新校舎の構造や階数、敷地面積や延床面積、着工日や竣工期日といった工事概要や工期が詳細に記載されている。

また、同じく本件非公開部分1のうち「活用計画書のうち、〔様式2〕①及び〔様式2〕②ページ4上段部〕においては、選定事業者が計画している新校舎建設における施設・事業の種別及び定員、建物構造及び規模、整備スケジュールや新校舎における主な施設、施設内における設備や事業の構想等が記載されている。

本件有効活用事業者選定結果については、選定事業者が「学校法人京都情報学園」であること、主な提案内容については「旧左京保健センター跡地南側に位置する選定事業者が所有する既存校舎と旧左京保健センター跡地を活用した新校舎整備」との広報発表を行っている。

また、選定事業者が本市に提出した活用計画では、現在は新校舎の設計を実施している期間であり、審査請求の対象となる公文書に記載されている新校舎の構造や階数、敷地面積や延床面積、着工日や竣工期日といった工事概要や工期等の内容は選定事業者においても、選定事業者のホームページや各種マスコミを利用したプレスリリース等において、新校舎整備に関する情報発信は行われていない。

さらに、旧左京保健センター跡地における公法上の規制から、新校舎は「京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例」の対象となることが推測されるが、建築計画に係る周知の手続きとして近隣関係住民への建築関係の説明や標識の設置には至っていない状況であり、その時期も未定である。

一般に公開請求で得た情報が報道等により広く知られてしまうことも容易に想定

され、選定事業者の詳細設計の状況に応じて活用計画と差異が生じた場合は、事実と相違する報道等がなされる可能性もあり、当該学校法人における学生の募集などの今後の経営に影響を及ぼすことも想定される。

上記の状況からも、現時点において新校舎建設は詳細設計段階にあり、この種の情報には特に、学校法人を運営する選定事業者にとって事業の根幹となる経営戦略上の情報であり、本件非公開部分1が公開され競合他社が先んじて同様の事業を展開する様なこととなれば選定事業者の利益を損なうこととなるものである。

したがって、選定事業者が正式な発表を行う前に、本件非公開部分1を公にすることは当該事業者の競争上又は事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められ、条例第7条第2号に該当すると判断し、一部公開としたものである。

ウ 結論

以上のとおり、本件処分1に違法又は不当な点はない。

(2) 本件処分2について

ア 本件公文書2について

(ア) 生活福祉課においては、本市の保有する土地（不動産）について、公益に資する事業のために利用するとともに、貸付や売却等を行うことにより自主財源の確保を図るなど、本市の政策実現にとって重要な経営資源である保有資産の有効活用事業を行っている。

本件公文書2は、本市の保有していた元福祉対策用地の有効活用について、市民や事業者等の自由な発想による提案を広く募集し、その提案に基づき有効活用を行う「京都市資産有効活用市民等提案制度」による公募において、選定事業者であるALT Projectが生活福祉課に提出した提出書類のうちの「資金計画書」、「活用計画書」及び「施設配置図及び平面図」だが、審査請求書に記載されていることを踏まえると、審査請求の対象となる非公開部分は「活用計画書のうち、[様式2]①及び[様式2]①別紙」で非公開とした部分（以下「本件非公開部分2」という。）であると認められる。

(イ) 「活用計画 [様式2] ①」及び「活用計画 [様式2] ①別紙」は本件公文書2の「活用計画書」の一部であり、「活用計画 [様式2] ①」については、施設・事業の種別及び客室数、宿泊定員、建物構造及び規模、整備スケジュール（建築工事着工及び事業開始の予定）の提案を求めた資料、「活用計画 [様式2] ①別紙」については、活用計画の概要や施設を構成する要素が「京都駅東南部エリア活性化方針」に基づくものであるかの提案を求めた資料である。

イ 条例第7条第2号に該当することについて

本件非公開部分2のうち「活用計画書〔様式2〕①及び〔様式2〕①別紙〕においては、選定事業者が計画している施設における施設・事業の種別及び定員、建物構造及び規模、整備スケジュールや施設を構成する要素、施設内における設備や事業の構想等が記載されている。

本件有効活用事業者選定結果については、選定事業者がALT Projectであること、主な提案内容については「アートホテルを軸とした3F建てのアート複合施設（工房、カフェ等併設）」との広報発表を行っている。

また、審査請求の対象となる公文書に記載されている建物構造及び規模、着工日や竣工期日といった工事概要や工期等の内容は選定事業者においても、選定事業者のホームページや各種マスコミを利用したプレスリリース等において、施設整備に関する情報発信は行われていない。

一般に公開請求で得た情報が報道等により広く知られてしまうことも容易に想定され、選定事業者の詳細設計の状況に応じて活用計画と差異が生じた場合は、事実と相違する報道等がなされる可能性もあり、当該施設利用者の集客などの今後の経営に影響を及ぼすことも想定される。

上記の状況からも、現時点において当該施設は詳細設計段階にあり、この種の情報は特に、施設を運営する選定事業者にとって事業の根幹となる経営戦略上の情報であり、本件非公開部分2が公開され競合他社が先んじて同様の事業を展開する様なこととなれば選定事業者の利益を損なうこととなるものである。

したがって、選定事業者が正式な発表を行う前に、本件非公開部分2を公にすることは当該事業者の競争上又は事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められ、条例第7条第2号に該当すると判断し、一部公開としたものである。

ウ 結論

以上のとおり、本件処分2に違法又は不当な点はない。

6 審査請求人の主張

審査請求書によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 本件処分1及び本件処分2を取り消すことを求める。
- (2) 本件処分1について

事業費概算書（初期投資）のうち京都情報大学院大学新校舎建設計画（概算）の工事概要、工期の非公開情報と、活用計画書（活用計画①）〔様式2〕①及び〔様式2〕

②ページ4上段の非公開情報について、条例第7条第2号に該当しないので明らかにされるべきである。その他の資料（[様式2]②ページ4の下段を含む）の非公開部分については争わない。

(3) 本件処分2について

活用計画書（活用計画①）[様式2]①及び[様式2]①別紙の非公開情報について、条例第7条第2号に該当しないので明らかにされるべきである。その他の資料の非公開部分については争わない。

7 審査会の判断

当審査会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、下記のとおり判断する。

(1) 本件公文書1及び本件公文書2について

京都市は、京都市が保有する土地等を対象として、市民や事業者等の自由な発想による提案を広く募集し、その提案に基づき有効活用を行う「京都市資産有効活用市民等提案制度」を設けている。本件公文書1は、旧左京保健センター跡地の有効活用について、当該制度に基づき、公募型プロポーザル方式により有効活用事業者を選定された学校法人京都情報学園が資産活用推進室に提出した提出書類のうちの「資金計画書」、「活用計画書」及び「施設配置図及び平面図」である。また、本件公文書2は、元福祉対策用地の有効活用について、有効活用事業者を選定されたAL T P r o j e c t が生活福祉課に提出した書類のうちの「資金計画書」、「活用計画書」及び「施設配置図及び平面図」である。

(2) 本件審査請求について

審査請求人は上記6(2)及び(3)のとおり、処分庁が非公開とした箇所を限定して公開を求めており、当該箇所以外について争わない旨を述べているので、当審査会では当該箇所（本件非公開部分1及び本件非公開部分2。併せた部分を以下「本件対象部分」という。）を非公開とした処分の妥当性について検討する。

(3) 条例第7条第2号の該当性について

ア 処分庁は、本件対象部分について、これを公にすることは、選定事業者の競争上又は事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められる情報であり、条例第7条第2号に該当すると主張し、一方審査請求人は、条例第7条第2号に該当しないと主張するので、当審査会はこの点について検討する。

イ 条例第7条第2号は、公開することにより、法人その他の団体又は事業を営む個人の競争上又は事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められる情報について、非公開とすることを定めたものである。例えば、技術上のノウハウ、営業活動上の秘密、信用力又は専ら法人等の内部に関する情報のほか、法人等の名誉、社会的評価、社会的活動の自由などが損なわれると認められるものなどが本号に該当する場合がある。

ウ 当審査会が見分したところ、本件対象部分は、選定事業者が計画している建物の構造、規模、工期等が示されている情報（以下「本件対象部分1」という。）及び活用計画のコンセプトや具体的な施設の用途等が示されている情報（以下「本件対象部分2」という。）であった。

エ ところで、市有地がどのように活用されるかは市民にとって重大な関心事と言えるものであり、京都市としても選定事業者による計画の内容については一定の説明責任を果たす必要があると考えられる。

その点に関して、処分庁は、事業者を募集する段階で募集要項に「提案内容の概要」を公表する旨を示しており、旧左京保健センター跡地及び元福祉対策用地の有効活用事業（以下「両活用事業」という。）とも、事業者を選定した段階で、選定事業者の名称及び主な提案内容等を公表していることが認められる。

オ 一方、事業の詳細については、基本的には、選定事業者が今後計画を具体的に進めていく中で、法令の規定により、あるいは自ら、公にする内容、時期、方法等を決定すべき性質を有するものである。

この点に関して当審査会が確認したところ、本件対象部分1及び本件対象部分2とも、京都市又は選定事業者により公表されている事実は認められなかった。

カ このうち、本件対象部分1については、近隣関係住民への建築に関する説明が行われていない中で、当該情報を公にすれば、建築計画自体に影響を及ぼすことも否定できない。また、建築計画の詳細な内容に係るものであるため、選定事業者の技術上のノウハウの一つとして同業他社に対し秘密性を保持する必要性が認められる情報であることから、条例第7条第2号に該当するものと認められる。

キ 次に、本件対象部分2について検討する。当審査会が本件対象部分2を見分したところ、そこには建物を構成する施設の内容等が具体的に示されており、選定事業者の創意工夫やアイデアが反映されたものであると認められることから、処分庁が

「選定事業者にとって事業の根幹となる経営戦略上の情報であり、公開され競合他社が先んじて同様の事業を展開するようなこととなれば選定事業者の利益を損なうこととなる。」として条例第7条第2号に該当すると判断したことについては基本的に妥当である。

ク ただし、本件対象部分2の中には、次のような箇所が含まれていた。これらについては、選定事業者として公表が予定されている「提案内容の概要」に当たると考えられる程度の概括的な情報であり、選定事業者の競争上又は事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害するとまでは認められないため、別表のとおり公開すべきである。

(ア) 本件処分1（本件非公開部分1）について

総論的なコンセプトを記載した箇所で、学校法人京都情報学園がITを専門とする学校を運営していることが周知の事実であることや、旧左京保健センター跡地の南隣地に既存校舎を有する同法人が同跡地に新校舎を整備することが公表されていることから容易に想定され得る内容であるもの

(イ) 本件処分2（本件非公開部分2）について

事業種別を記載した箇所及び総論的なコンセプトを記載した箇所で、アートホテルを軸とした複合施設として活用することが公表されていることから容易に想定され得る内容であるもの

(4) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表 公開すべきと判断した箇所

1 本件処分1

公文書の件名	公開すべき箇所
活用計画書（活用計画②）〔様式2〕②	審査請求対象箇所全て（4ページ上段の地図の上3行分）

2 本件処分2

公文書の件名	公開すべき箇所
活用計画書（活用計画①）〔様式2〕①	事業種別（「飲食店,」の右10文字分）
活用計画書（活用計画①）〔様式2〕① 別紙	1 ページ目 「<活用計画概要>」の下6行目9文字目から8行目21文字目まで、同8行目35文字目から9行目最後まで 2 ページ目 1行目1文字目及び15文字目から22文字目まで、4行目全て、15行目1文字目から8文字目まで

(参 考)

1 審議の経過

令和2年 1月24日 諮問

2月21日 諮問庁からの弁明書の提出

10月16日 諮問庁の職員の口頭理由説明（令和2年度第4回会議）

11月17日 審議（令和2年度第5回会議）

12月22日 審議（令和2年度第6回会議）

※ 審査請求人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第2部会（部会長 毛利 透）